

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時 平成24年3月12日(月)午後3時から午後5時

2 場所 東京地方裁判所第二会議室

3 参加者等

司会者 伊藤 雅人(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 鹿野 伸二(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 岡部 豪(東京地方裁判所刑事部判事)

検察官 白木 功(東京地方検察庁特別公判部副部長)

検察官 竹中 ゆかり(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 金子 達也(東京地方検察庁特別公判部検事)

弁護士 富田 秀実(東京弁護士会所属)

弁護士 上拾石 哲郎(第一東京弁護士会所属)

弁護士 栗林 武史(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者は、着席順に「1番」等と表記した(裁判員経験者6番は、欠席)。

4 議事概要

司会者

それでは裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。

私は、東京地方裁判所刑事9部で裁判長をしております伊藤と申します。よろしく願いいたします。

最初に、口を開きやすくするという意味も含めまして、裁判員経験者の方々今日は7名来ていただいておりますが、お一人一言ずつ裁判員裁判に参加してみてどういう意見、感想をお持ちになったかという点も含めて簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

名前をおっしゃる必要はありません。どうぞ。

1 番

私は、昨年5月だったと思いますが夫婦間の殺人事件で、妻が夫を殺したと。老年のご夫婦だったんですけれども、そういう事件に携わりました。裁判自体は被告人がすべて罪を認めているといったそういう内容の裁判で、比較的、皆さんの合意のもとに最終的な判決まで至ったという記憶がございます。

私自身、この裁判員制度ができたときに一度経験してみたいなとそういう気持ちを持っていたのですが、運良くといいますが、運悪くといいますが当選いたしまして、良い経験をさせていただきました。

ただ一つだけ、こういうことを言っているのかあれなんです、私自身としてはこの裁判員制度そのものが、果たして本当に必要なのかというところに疑問を持っております。

まあ、そんなようなところで最初のところは止めておきます。

司会者

いきなり最初からジャブが来ましたね。

2 番の方どうぞ。

2 番

私は、去年の7月の中頃、前科三犯、窃盗、強盗致傷の裁判を担当させていただきました。

私も1番の方と同様で、是非やってみたいということで携わらせていただいたのですが、やってみて分かったこと、やらなきゃ分からないことが結構多々あるなということを非常に感じております。

個人的には、何度でもやる機会があったらやってみたいとい

う気はしております。

3 番

私は7月に被告人が自宅に放火してという事件で、被害は自宅のみで、死者が出た訳ではないという事件でした。

私は周りに裁判員になったという話もなく、まさか自分に来るとは思っていなく、全く法とは別のところに生きていた、ただの普通の主婦でしたので、最初来たときに、まあ当たらないだろうと思っていたら当たってしまい、それで、どうしようという気持ちだったのですけれども、死者が出た事件だとすごく荷が重すぎたかなというのがあったのですが、そういう死者の出ない事件でしたので、比較的まだ参加しやすかったです。

4 番

私は、9月に通り魔殺人未遂事件でした。絶対に裁判員はやりたくないと思っていたので、当たったときはショックとともに責任をすごく感じて、すごくおしゃべりなのに1週間ずっと人の話をこんなに真剣に聞いたことはないっていうほど聞かされて、しかも一言一句聞き逃せないとか表情も忘れられないということもあって、自分の中では経験してみたらそれほどの辛いことではなかったにしても、裁判員制度って本当に必要なのかなとすごく思っています。

5 番

私が担当した事件は、20代前半の若者2人がかつあげを繰り返して、それが行き過ぎて強盗致傷になってしまったという事件でした。

私が全く裁判員制度に興味がなかったのですが、当たったときは相当動揺したのですが、やってみて参加してよかったとは思っ

ています。

ただ，もう一度やれと言われたら，ちょっともういいかなというのが率直な意見です。

7 番

私は，2，3 か月前なのですが，国際的な麻薬の密輸事件というのに携わりました。

以前から裁判員制度には非常に興味はあったのですが，自分には関係ないと思っていたのですが，見事に裁判員に選ばれたということです。

実際参加しての感想なのですが，日常あまり法律を意識しないのですが，あのときほど法律を意識したことはなかったなあと思いました。事件は，被告人の自白ベースのあいまいな事件だったのですが，短期間ではあったのですが非常に毎日，その話は本当だったのだろうとか，いろんな想いを思い浮かべて，非常に疲れたというのが感想です。

8 番

私が担当した事件は，知人との喧嘩のもつれ合いから殺人未遂に至ったという事件でした。

私は，学生時代，法学関係の学部を出ていたので，一度は経験してみたいと思っていましたから，いい経験ができたと思います。

参加しての全般の感想なのですが，裁判官そして裁判員の事務をやっている方含めて，この裁判員制度に対していろんな方が経験されるということで非常にケアしていただいて，なるべく進行がスムーズに進むようにとか，そういうところをよくケアしていただいて，5日間，話を聞かなきゃいけない，

聞き漏らすこともできないということで緊張を強いられて疲れたんですけれども、非常にいい経験ができたというふうに思っております。

司会者

どうもありがとうございます。

検察官，弁護士，裁判官の方で私も何か話しておきたいということはないですか。

では，早速，本題に移らせていただきます。

どういうふうに進行するかということも考えたんですけれども，しばらく前の事件ですので，判決のところから遡っていくのが皆さんの記憶喚起になると思います。

今，だいたいどのような事件だったかということは伺いましたけれど，判決宣告の際，法廷に入って裁判官と並んで裁判長が判決の言い渡しをしたと思うんですけれども，その時にどういうことを感じたかということについてどなたかお話をお伺いできませんか。

4 番

判決を決める前に何度も裁判官と裁判員が皆で話し合っていて，こういうことも判決に入れて欲しいといった意見を裁判長は汲み取ってくれ，自分たちの被告人に対する意見を裁判長の言葉で上手く被告人に話してくれたことに感動し，さすがに裁判官は素晴らしいと思いました。

ちなみに言わせていただきますが，裁判員に対する 1 日の日当は安すぎます。

司会者

もっとあれだけの仕事をしたのだから，もっと高くていいと

ということですか。

4 番

何も分からない人にこんな重たいことさせるのに，1日1万円はとんでもない。すごく大変でした。

司会者 どうでしょうか。他の方，判決に立ち会ってみてどう思われたかということをお伺いしたいんですけれども。

7 番

判決内容がちょうど私の意見がぴったりしていたのかもしれないんですけれども，自分のこの意見でいいのかなと，ちょうどいいのを出したに違いないんですけど，皆さんが同意したので構わないんですけど，自分の中では，判決内容として言われているときには，それでいいのかなという思いはありました。

司会者

麻薬の密輸事件ということで，難しい事件ですよ。

7 番

そうですね。供述がベースなので，それをどこまで信じるか，そこを皆でこれはこのくらい重いよねとかいろいろ話したんですけれども，曖昧だったからこそもうちょっと議論した方がいいのかなとも思ったのですが，それ以上深くも入れないので，誰かが決めなければいけないんですけれども，その中で，自分の意見が結構ぴったりきちゃったのか。

司会者

今は4番さんも7番さんも裁判員の意見は十分に反映されたというご意見ですけれども，他の方どうでしょうか。裁判員がいてもいなくてもあまり結論には影響しなかったんじゃないのという意見はありますか。

2 番

争った方といたしますか，量刑に関する事だったので，あまり議論といたしますか，証拠に基づいて被告人が自供したので何年かというところの話だけだったんですけども，私が裁判員をやった思ったのは，人情味あふれるというか感傷的になるというか，裁判所ってどうしても堅苦しいイメージがありますけど，法廷の中で人間味あふれるというか，被害者への話も多くして，裁判員の意見にも考慮して，判決に書かない言葉も言っていただいたということに非常に感動したというのはありました。

司会者

肯定的な評価が多いようですが。

1 番

私の扱った事件も2番さんと同じように，量刑を決める，そういう裁判内容でございました。

私の感想というか感覚としては，ちょうど適正な量刑に納まったんじゃないかと，そういう感想を持っております。評議ですとか審理をするに当たっての予定取りですね，その予定取りが当初の予定どおりいったということにすごい計画性があるなと，果たしてそんなに上手くいくものなのかなと逆に疑問も持ちつつ，最後の日を迎えました。

8 番

前日に評議という形で評議室にこもって，裁判官，裁判員と一日議論した訳なんですけど，その時は判決内容を論理的にというところで，皆でディスカッションしたんですけども，決めたことについて，法廷で判決を述べる場に立ち会うというのは，

やっぱりちょっと負担だとは言いませんけれども、やはり別の感覚といいますか、決めていた自分と裁判長が判決を述べている瞬間というのは非常にギャップを感じましたし、重みがあるというところに。正直、被告人の顔を見られなかったというのが、あれだけ自分で判断して判決を決めておきながら、やっぱり顔を見られなかったというのが、やはり判決を述べる瞬間というのが非常に重い瞬間だったなと感じています。

司会者

宣告された内容と評議の内容が違っていたということではないんですね。

8 番

ないです。そこは皆さんで話した結論で、裁判官、裁判員の意見を反映していただいたと思います。

司会者

その被告人の顔が見られなかったというのは、どういう感覚なんですか。責任が重すぎるなあということですか。

8 番

そうですね。やはり、その時は有罪判決にしたわけで、「刑に処する」ということで、非常に厳粛なことをしたんだなあということですね。

5 番

私の場合も皆でいろいろ意見を出して、自信を持って結論を出したんですけど、やはり、言い渡しの時に被告人とか被告人の家族の顔を見ると、なんかちょっと情が入っちゃうというか、すごく複雑な重い気分になったのを覚えています。

3 番

私は、法知識のない人間が、意見を言っていていいのだろうかそういうものを持っていたんですけれど、判決は、裁判員は参考程度で、あとは裁判官が決めてくれるのかなと割と軽い気持ちで、軽い気持ちと言ったら変なんですけど、そうしたら本当に裁判員一人一人の意見をすべて積み上げて、何がいい判決かということ審議して決めるということで、反映するのもいいんですけども、判決によって被告人の一生が変わるという責任というか、そういうことを感じて苦しんだ部分もあったんですけども、納得した判決が出たので。

司会者

もうちょっと裁判官しっかりしてよという感じなんですか。

3番

いいえ、そういうことではないですけど、私達の意見は参考程度だと思ったのが、本当に一人一人の意見が全部反映されたということです。

司会者

だいぶ評議の中身の話と繋がっている話なので、少しずつ評議の話に移して行こうと思いますけど、皆さん、判決内容にはすべてご自分の意見が反映されたものだったというところは共通しているように思うんですけど、そういう結論を出すための評議ですね、評議室でやっていた議論ですけど、そこはこういう感じで進められているんですかね。我々も、自分の裁判体がやる評議は見ているんですけど、他の裁判長がどういう評議をしているか分からないので、非常に興味があるところではあるんです。一つのパターンは何でもこうでしょうという感じでリードしてくれるという裁判長もいるでしょうし、まずは全部

好きなように意見を言ってくださいという裁判長もいるかも知れませんが、いろいろなやり方があるような気がするんですが、実際にご自分達がやった評議というのはどういう感じで進められたんでしょうか。もし、差し支えなかったらおっしゃってください。

4 番

私達の時は、法廷から帰って来たときに、裁判官が検察側の意見とか弁護側の意見とか被告人の話で疑問に思ったことを、まず話して、その疑問に対して皆が意見を言い合ったりして、気持ちの中にわだかまりを残すようなことは何もないようにしようというふうにしてくださったので、苦に思うことがなかったですね。本当に些細なことでも裁判官の方も一生懸命聞いてくださったし、一緒にいた人達も、それはそうじゃないんじゃない、弁護側はこういう主張をしたんじゃないのという感じで本当に話しやすかったし、情状のここは酌まなくていいんじゃないかなというところまでも詳しく分析してくれて、裁判官3人の方は私達の気持ちをよく察してくれたというふうに思って、上手くいったなと思いました。

司会者

先ほど、あんなに人の話をたくさん聞かされたことはないとおっしゃっていましたが、評議の時にはご自分の意見が言えましたか。

4 番

いっぱいしゃべるので裁判官が驚いていました。8人は皆それぞれに話していたのでよかったと思います。だから、判決の時には気持ちをちゃんと伝えてもらったということで自信を持

って判決に立ち会って帰ってきました。

司会者

それと先ほどの気持ちと判決宣告の気持ちが重なるわけですね。あんなに議論したのに日当が安い。そういうことですね。

4 番

そうです。

司会者

他の方はどうでしょうか。最初に言いましたけど、決していいことだけを言ってくださいというつもりはありませんから、悪いことも含めてどんどん言ってください。

8 番

基本的に裁判官の方はオペレーターというか議事進行に徹していただいて、最初のイメージだとやはり裁判官が上で裁判員が下だというイメージがあったんですけど、最初に説明があったとおり皆一緒だよということで、基本的にはこの証拠はどんなんだというのを我々が悩むのと同じように裁判官の方も悩んで、そういう意味ではフラットな関係で議論ができたと非常に感心しました。

あとは、評議の中で目標とといいますか、例えば午前中までには有罪、無罪を決めましょう、じゃあその後午後は量刑決めましょうという目標を決めた上で、基本的には皆さんの意見をなるべく聞くように、皆さんの意見を取り入れるように配慮していただいたのかなというふうに思います。なので、自分の意見が反映されてないというような感覚は、恐らく私も含め起こらなかったんじゃないかなと思います。

司会者

うちの評議はそんなんじゃないかったという意見，言いにくいかも知れませんが，もしあったら是非お伺いしたいんですけど。

では，こういうふうに聞きましょうか。もうちょっとこういう点を上手くやってくれればもう少しもっと議論が深まったのになあとか，そんな点はないですか。

7 番

私は最後の日まで，自分たちの意見がそんなに重要だと思ってなかったので，多分参考程度に扱われるんだろうなと思っていたので，そこはもうちょっと説明いただければ，もっと闊達になったんじゃないかなという気がします。

なぜかと申しますと，非常に話しやすい場ではあったのですが，しゃべる方が特定されてしまったと，というか，最初から誰かが口を開くまでしーんとなっちゃうので，例えば，僕が最初にどうですかと言われて，それで話すような形にもなって，そこから話が進展したので，それはそれでよかったんですけど，まあ，あの皆さんどのくらい重視されてるんだという認識が，もしかしたらほとんどなかったのかも知れないなと思いました。

あとは，非常に話が活発になったあとにいろんな意見が出ちゃうんですけど，その中で，偏った意見を裁判官が意見として全体をちゃんとまとめてくれるというのは非常に上手いなと思いました。

司会者

ただ，参考意見を聞かれてるんじゃないかというふうに勘違いしている可能性があるということですか。

7 番

はい。私もそう思っていたので。

1 番

確かに、そういう部分は実際に経験する前と経験した時と、その辺の感覚は変わってくると思うんですよね。

私の場合は、参加する前は堅苦しいところで、適当にちょぼちょぼと意見を聞かれるぐらいの程度かなと思っていたんですけども、自由に物が言えると、そういう雰囲気 inverse に作ってくださったと思うんですけども、そういう中で評議が進みましたが、その点は今までと見方が違っていたなあ、やってみて、こういうこともあるんだなあという感覚は持ちましたね。

司会者

ちょっと違った観点の話になりますけど、立証責任という話は、たぶん初日の選ばれた直後に説明があったらうし、評議の中でも何回か説明されているように思うんですけど、例えば7番さんの事件は否認事件ですよ。やってないと言っていたんですよ。その事件の場合に有罪であることの立証というのは検察官が責任を負っているんですよと、ですから検察官の立証が足りなければ、合理的な疑いが残れば無罪にしなければいけないですよと、こういう説明は恐らくあったと思うんですが、自白事件でも量刑なんかについて主要事実の認定について争いがあればそこについては立証責任を考えて議論しなさいけませんよと、あまりそれっぽいなので不利益な事実を認定しなさいけませんと、こういうルールになっている訳ですが、そういうことってというのは評議の中で十分意識できていたでしょうか。

4 番

未遂事件で証拠ってというのが明らかにあったし，そんなに検察官が嘘ついているとは思えないし，いろいろ書かれていた書類とか見ても，これおかしいなと思うのはなかったです。

ただ，弁護側は病気でそういうことをしちゃったんだというのと，検察官側は病気じゃないよという意見の食い違いということについて，立証責任の意味を裁判官が一生懸命説明していました。

7 番

最初の検察官の説明は，やはり，やってるんだという話だったんですけど，自白したところのビデオを見せていただいたんですが，その時までは，なぜこんなに自信があるんだろうかと，その立証と言ってる内容が，どうしてこれがそう言えるんだろうかと半信半疑だったので，その点はそれを先に見せていただければそういう意味ではクリアになったんだろうと思っただんですけど，その核心部分が一番最後に出てきたのはちょっと理解ができなかったところで，やはりあの弁護人の話を聞けば弁護人の言うとおりだと思ってしまうので，なぜそこが後になって出てきたのかっていうのがちょっと疑問に思ったんですけど。

司会者

自白事件の方は，そんなに立証責任というのを意識しなければならぬほど問題だという感じにはならなかったんでしょうかね。

8 番

検察官側が出してきている，まとめていただいている資料をベースに，自白事件なんですけども一つ一つについて事実を認

定していくという意味では，立証責任を意識した資料だったかなと，ちょっと検察官側で書かれている資料がオーバーな表現があったりというのも含めて，これは表現オーバーかな，例えば最低ラインとしてはどの辺が立証されているかなというのを一個一個認定していくという意味では，立証責任が意識されているなど。

司会者

それは，合議体と申しますか，裁判員方の皆さん，そこを理解されてきたと，そんな感じですか。

8 番

はい。

司会者

もう一点，評議の関係でお聞きしておきたいなと思ったのは，評議の秘密っていう話がありましたよね。それについて，裁判長からどういう説明を当時受けていたかというのは思い出せますか。

4 番

そのことが一番嫌でした。

嫌だっていうか，うちに帰ったら主人に何でもしゃべるのに，しゃべれないっていうことがストレスにすごくなりますよね。誰々さんっていても，主人は誰々さんを知っている訳じゃないのに，ここで話されたことは何も話しちゃいけない，みたいな，初めの説明では。で，段々，誰々さんがとか，こういう意見が出たよというのを話さなければいいんだということが分かったんですけども，裁判員制度の一番難しいところは，些細なことなのに，裁判官だってうちに帰ったら奥さんに今日こう

いうことあったんだよと話さないのかなと，そんなにしなきゃいけないんだったらやめて欲しいとかはあります。それが一番辛いことです。

司会者

厳しいご意見ですけど。どうしてしゃべっちゃいけないんだって話はされましたか。

4 番

されましたけど，それって誰の不利益にもならないじゃないですか実際には。被告人だって見たこともないし，誰々さんのことも主人は知らないわけですから，そんなことを話せないとか話しちゃいけないとか，そんなストレスになることはやめてもらいたい。全然納得できません。

司会者

例えば，同じことをご主人に話している分にはいいけど，インターネットに書きちゃったりするのはいけないというのは分かっていたか。

4 番

そういうことを説明されていましたが，こんな事件のことを誰が知っているんだろうというのがあって，そこが今でも理解できないです。

1 番

私は違った感覚で，私は評議の秘密は守るべきだと思います。特に誰がどう言った，誰が自分と違う意見を言ったみたいな話になってくると，その裁判自体が軽微な誰も注目しない事件であればそれはそれで流されてしまうんでしょうけれど，何かのきっかけで繋がって，違う事件性に結びついたりしたときには，

週刊誌に載りだしたら大きな問題ですから，最初に説明を受けましたけれど，そういうルールはあってしかるべきだと思いますが。負担感はなかったです。

司会者

意見交換会の前に少し説明しましたが，あのときの事件で誰がどういう意見だったかということとは言えませんので，そこはお気を付けくださいとご説明しましたが，そういうふうに言われることは負担ではないですか。

4 番

負担ではないけれど，話しちゃいけないと言われるのが負担に感じました。いくらおしゃべりでも，話していいことと，いけないことはわかるじゃないですか。それなのにさらに言われることが嫌でした。

司会者

常識的にどの裁判員がこんなことを言いましたなんて言わないと，こういうことですね。

4 番

言わないし，じゃ，何でこんな人を選ぶのと思いました。

8 番

守秘義務に関しては説明も受けましたし，納得もしています。当然普段，仕事の中でいろんな秘密とか扱ってしまっていて，しゃべれること，しゃべれないことは分かっていますので，負担に感じることはありませんでした。ただし，一番みんなが知りたいことなので，その裁判員経験しましたと，まあ，それを知人の方にしゃべると，ただしこの部分についてはしゃべってはいけないというところで，どうしゃべろうかなというのは負担と

いうわけじゃないですけども、一番みんなが知りたいというところをしゃべれないというのは難しいなあというのは感じました。

5 番

守秘義務について随時説明をいただいたので、よく理解して行動できたと思うんですけども、やっぱり、今、裁判員行ってるんだよねというふうになっちゃうと、その先聞きたいし言いたくなっちゃうんで、そういうことの心理的な負担は、期間中は常にありました。17時くらいには終わっていただいたので、普段の仕事だとまだ終わってない時間で、じゃあどっか遊びに行こうって普段なら思うところを、遊びに行っただけと会ったらしゃべっちゃうかなと考えると、いや、家に帰ろうと思って、家に帰ってずっと一人で居たのが負担だったといえれば負担だったですけど、終わって時間が経てば今はもう負担ではないですけど。

期間中はちょっとストレスあったかなというのはあります。

7 番

守秘義務に関しては、私もちょっと期間中はもちろん、その後もむずがゆさを感じました。ただ、その趣旨は分かるので守ってきたつもりなんですけど、ちょっと不安だなと思うのは、くじ引きみたいな形で選ばれていると思うので、全員が全員守れるとは思えないので、そこはどうなのかなと、守れない人も出てきちゃう可能性があるのかなというのがあって、その守れない人が出てきたときにどうなってしまうのかなというのが非常に怖いなというのはあります。

司会者

鹿野部長は、守秘義務についてはどのようにご説明されているのでしょうか。

鹿野裁判官

他の裁判官も同じだと思いますが、自由に発言するためには大事ですよということと、事件の内容に関して、やはりプライバシーはもちろん大事ですよというふうに2つの点から説明して、皆さん一応ご納得いただいているんじゃないかなと思いますけど。ただ、ある程度のことは伝えなきゃいけないけれど、どこまでという線の引き方については、かなり難しいと感じています。

司会者

結局一番心配しているのは、有罪か無罪かと意見が分かれたときに、無罪になりそうだったけど最終的に誰が言ったから有罪になりましたということになると、言われた方はそんなこと言われたくないでしょうしね。そういうことを守ろうという趣旨ですよというのは恐らく説明受けていますよね。

4 番

8人に対する守秘義務とってください、自分のプライバシーを守れるし、相手のプライバシーも守るために必要なことですよと裁判長がおっしゃっていました。

けど、その1週間は本当に嫌な家庭環境でした。

今現在でも負担だということではないです。終わった時点で忘れました。

3 番

私も、日頃、どういうことがあったかということをも主人と娘にすべて話しているので、裁判員を務めているときにとても言

いたくなかったし，今こういう状況だからということで意見も聞きたくなくて，それがすごく悶々として，ただ，すごく裁判官が守秘義務に関して丁寧に説明していただいたので，それを思い出して，また子どもたちからも，「守秘義務なんだから言っちゃだめなんでしょう。」と言われて歯止めがかかったので，言っちゃいけないんだということで言わなかったですけど，日頃話している分，話すと自分の身も軽くなるところが，自分一人で抱え込んで事件の内容も一人で考えなければいけない，仕事をしているような普段から守秘義務を守る生活をしているのと違い，私は普段，何でも話すような生活をしているので，しゃべっちゃいけないという負担はありました。

司会者

守秘義務の範囲を広く受け止めてしまったので大変だったということはないですか。最初は何もしゃべっちゃいけないのかと言われていたと思いませんでしたか。

4 番

あります。守れないからやめたいと思いました。そうしたら意外とそうでもなく，自分を守るために，自由に言うためにもここで話したことは話さないという思いになったんですけど，結構，殺人未遂事件で重たかったし，自分の中ではすごく家に帰るのが負担でしたね。

司会者

評議の進め方について，裁判官からこんなところをもう少し配慮してくれてもいいんじゃないかということとか，そんなところはありませんでしたか。

8 番

評議に関してはそんなに不満はありませんでした。

4 番

時間の拘束は，辛いものがありましたね。

休憩時間はとっていただくんですけど，本当に朝から夕方まで事件のことについて話して，だからあまり雑談するような休憩時間をとっていただいても，ここの建物からは出られなかったです。だから自由がないと感じました。

司会者

どうでしょうか，検察官，弁護人の方，評議についてこの際何か聞いておきたいことがあればどうぞ。

富田弁護士

守秘義務について，今，辛いというご意見ありましたが，事件が終わった後，同じ事件を経験した裁判員の方同士ですと守秘義務はないと思うんですけども，話をされたりしてストレスを解消したりという場面はあったのですか。

4 番

私達は時々，メールで連絡をとったり電話をしますが，裁判の話は一切しません。被告人が元気になっているといいねという程度の話はしても，裁判の話題にはなりません。たぶん裁判員になった人達は，もうこの事件のことにもう触れたくないと思っていると思うし，終わってリセットした感じで，もし次に会ったら，今までに知り合った人という感じで会うと思います。

1 番

私もそういうことはないですね。

3 番

最終日に都合のいい人だけでお茶をしたことがありましたが，

本名，職業とかこういう家庭の事情もあるのよとか，そういう話はしましたが，裁判がどうだったという話は全くありませんでした。

富田弁護士

いま先ほど裁判員を経験されてかなり負担感があったということで，事実認定の問題，否認事件というのはそんなに多くないんですけど，自白事件でも事実がどうであったかというのは判断されて評議がされるということですけども，さらに量刑の判断というのもありますけど，事実認定と量刑判断について精神的な問題で違いがあったのか，その辺はどうなのでしょう。

司会者

有罪無罪の判断という事実の認定と，有罪と決まってから刑を決める量刑判断で，評議に差がありましたか。

7 番

いま考えてみると相当あったなと思うんですが，最初の議論していた段階では，話がどんどん進んでいったと思うんですが，最後，量刑をどうしようかという話になった段階では，それについて誰も決められないような状態になってしまったと思うんですね。いろんな過去の同じような事件を見ながら，これはこんな感じになっている，でも明らかに自分の事件は過去の事件とは違うし，情状酌量もあるだろうし，じゃあ，何年くらいにしたらいいのっていうところで黙り込んでしまった状態になってしまったので，そこは非常にギャップがありました。

8 番

事実認定というのは，非常にシステマティックというか事実

だったかどうかというところですが、量刑のところに関してはシステムティックでないというか、私は自分で勝手にポイントを整理してというか、立証責任があるわけですから、この立証は何パーセントの割合くらいで認められるのか認められないのかというふうに考えたんですけれども、それを裁判官にどういうふうに決めているのか聞いてみたら、そういうふうには決めていないという話だったので、それじゃあ、過去の判例も含めて認めた事実と過去の判例と、最後に決める量刑とどう絡みついてといったところがなんとなく決まっちゃったような気がします。そこをもうちょっとスマートにできなかったかなあという思いはあります。

上拾石弁護士

今日、お見えになっている方は、量刑が争点になった事件が多いようなんですが、量刑を議論する中で弁護人が情状を主張すると思うんですけれども、その評議の中で、裁判員の中で、こういう情状がどうして被告人のためになるのかわからないとか、私はいいと思うけれども、私は関係ないと思うか、逆に悪い情状なんじゃないかというふうに、情状について評価が分かれたようなご経験がもしあれば教えていただきたいんですが。

司会者

場面で思い出していただくためにあえて言いますけれど、証拠調べの段階で弁護人がいろんなことを主張しますよね、主張された中に、こういう事情があるから刑を軽くしてくださいという主張について、弁護人はああいったけどどうしてこれがいい情状なのか、逆に検察官がこういう主張があるからけしからんということやを述べたり、でも、こういう主張っていうのは実

は被告人のために考えてきたんじゃないのというようなことがあったかということですが、いかがでしょうか。

8 番

私が扱ったものは2つの観点があって、一つは弁護人の方がおっしゃっている正当性ですかね、その情状酌量をつけるにあたっての理由の正当性に関して、立証責任というわけではないんですけども、言っていることの正当性に関して評議しましたと、あとは、その、被告人の今後に関して情状酌量を与える余地があるのかどうかについて議論しました。まあその場では私が担当した案件の中では大きく分かれるといったことはなかったんですけども、検討はそういうかたちでしました。

上拾石弁護士

議論にするにあたって、なかなか決め手になるものはないなと、迷いはいつもあったということなんですかね。

8 番

裁判という制度の中で量刑を決めるにあたって、その過去の判例以外にシステムティックに決める方法がないんだなと、なので私は、自分の中で、自分でルールを決めて判断を下しました。

司会者

量刑の判断というのはそれなりに大変だったと思うんですけども、例えば1番さんが経験されたものは私も担当していますから、求刑がすごく重くて、実際にはそれとはだいぶ離れたところで量刑が決まりましたよね。

1 番

あの裁判自体が特殊なんじゃないかなという感覚がありました

たし、弁護人からの情状に対する陳述をだいぶ考慮した記憶がありますね。実際量刑を決める際には、皆さんそうだったと思うんですけども、データベース等を示されて、過去の例ではこのくらいに刑が納まっていると、そういうものを参考にして、自分なりの認定をしたという記憶がございます。

鹿野裁判官

先ほどから皆さんは、いろいろ意見を取り入れられたという話がありましたけれども、量刑をどう考えるかという話から、具体的に刑をどのくらいにするかということに結び付けるところはかなり難しいような気がするんですね。その辺のところをもう少しこうやってもらったらよかったのにとか、こういうところが納得できなかったのにとか量刑要素の議論の問題とそれを数字に結びつけることで感じたことを教えていただければと思います。

1 番

こういう話になりますとね、あまりにも専門的すぎるんじゃないかと思うんですよ。私、そもそもの疑問として思っているんですけど、裁判員制度自体がそこまで求めるのであれば、どうして裁判員制度が必要なのかとそっちの疑問の方が大きくなっちゃうんですよ。いわゆる市民感覚を持ち込むというのが一つの要素と聞いているんですけども、であれば、専門的知識を持たないわれわれみたいな人間が裁判員制度に参加することに意義があるのかなというように理解しているので、そこをあまり厳密に言われると裁判員制度自体がどうなのかなあと逆に疑問がわいてきちゃいますね。

司会者

まさに今のお言葉は、裁判員制度の一番コアなところで、そういうときにいろんな意見からどうやって刑を決めてきたのか、これまで決めてきた決め方がそもそも正しいのかという問題があるわけで、われわれもそこをどう処理していいか、今まさに試行錯誤中なんですけどね。現実問題としては、意見聞きますよね。それによって出た量刑の幅というのは、上にも下にもこれまでよりは確実に広がったような気がするんですよ。それがいいことなのか悪いことなのか、それが正しいのかがまだわからない、人によっては逆で、むしろダイナミックに刑が決まることの方が大事なんだという考え方もあるわけで、どちらの方が正しいのかということ的前提にしてしまうとやれないんですね。今、1件1件自分たちで評議をして、量刑の大枠から外れない限りではわれわれが決めたものが正しいのだと、裁判官はそういうつもりでやっているんですけど、そういうわれわれの気持ちは評議の時に伝わっていたでしょうか。

4 番

伝わっていたと思いますよ。検察官側が懲役12年、弁護側が4年の求刑だったんですけど、実際は8年になって、そのときにすごく弁護人の犯罪者に対する、ここをよく考えてほしいという訴えが、殺人未遂事件であったし、通り魔事件だったので弁護側の主張が裁判員側には伝わらなかったという部分があって、そのことを裁判官が気にされていて、私なんかは通り魔っていうところを取りすぎていて、いや、こういう関連性もありますよというようなことを言われましたけれど、裁判員の人たちは前の事例とかは関係なく、そういうのを見せてもらわないで判断したいと思うんです。

ただ今回、意見交換会に来て、皆さんは殺人事件とかだけに携わったのかなというふうに思っていたら、そうでもなかったもので、大変なことじゃなくてよかったと思います。

司会者

弁護人の主張についての話も少しずつ出てきているので、少しずつ評議のところから審理のことに話を移して議論したいと思っているんですが、今、弁護士会ですごく議論しているのがアンケートの結果なんですよ。検察官の立証は分かりやすかった、裁判官の説明も分かりやすかった、弁護人の主張、立証は分かりにくかった。こういう結果がアンケート見るとだいたい出てくるものですから、そういう原因はどこにあったのか。弁護人は被告人のために弁護をする立場の仕事なので、そのところの役割を必ずしもちゃんと理解してもらってないんじゃないだろうかという心配も弁護人の中にはあるように聞いております。皆さんどういふふうにお感じになりましたか。

5 番

私が担当した事件では、弁護人の言っていることがわかりづらかったとかということはなかったのですが、弁護人だけ妙に裁判員を気にしすぎかなというくらい、丁寧というか、媚びるほどまではいかなかったのですが、裁判員に向けてというのがあまり印象よくなかったというか、もっと普通にやってくれればいいのにという印象を受けました。

7 番

私の場合は、弁護人の説明は非常にわかりやすくて、一番初めに検察官から聞いた話では、ああ本当に悪いことをやっていたんだなというふうに思ったのですが、次に聞いた弁護人の話

では、そちらの方がすごく分かりやすく、ああこの人あんまり悪くないや、被害者だというふうに、ころっと変わってしまっていて、配られた資料を読むと非常に納得してしまってますね、自分としては犯人から180度被害者だという感じになってしまいました。非常にわかりやすかったんですが、ただ反対にどこまで本当なのかなというのはちょっと思った次第です。何が真実なのか分からなくなってしまったというのがありまして、本当に真実なのかなあっていうのもありました。

司会者

面白いポイントの指摘があったように思いますので、そこを次の議論にしたいと思いますが、弁護人が被告人のためになぜこんなことまで言うのかな、こんなこと通る訳ないじゃないのというようなことは思ったことはなかったですか。

2番

弁護人の資料って、箇条書きで読みづらい資料だなというのはありました。その点検察官は時系列になっていたり、重要な点を示したり、慎重に量刑を判断しなければいけない中で、後ほど議論になって資料を見返したときに、法廷で聞いたときよりも評議に入ったときは印象が薄くなるので、どうせ訴えるのであればより視覚的に訴えた方が効果的なのではないかと思いました。

司会者

お二方とも関連する事柄についてお話されましたけれども、資料というのは例えば冒頭陳述の時に配られる資料でしょうか。冒頭陳述はあくまで証拠ではなく主張で、それと証拠は別々だよという話はされましたよね。先ほど、7番さんはそこをちゃ

んと区別されていて、7番さんの感想では主張を聞いたら有罪と思ったのが、別の主張を聞いたら無罪と思っちゃいましたと、そこから証拠調べを経て有罪ということになったんですが、主張と証拠が合っているのかというところが裁判の一番のメインテーマなんですけれども、そのところの区別はちゃんとできていたでしょうか。主張の方を見て、なんとなくそういう証拠があるような気分になることはなかったですか。

2番

検察官側ではなく、弁護側の方でそういう混同はあったのかなという気がします。被告人が自白していたというのもあって、また証拠がすでに出てしまっているというのもあって、弁護人の主張がよく見えませんでした。

6番

検察官は一番の証拠になるものを持っているのに、なぜ最後に出してくるのかなということを思いました。最初の段階でそれがあれば、先ほどのように180度印象が変わることはないのに、早い段階でそれを出さなかったのは何か意図でもあるのかなあと思いました。

白木検察官

誤解を招いていらっしゃるかも知れませんが説明しますけど、証拠調べの順序としては、自白している部分については自白をあまり偏重しないということで、最後に調べるというのが決まっているんですね。さらにその具体的な順番については、裁判官が公判前整理手続の中で訴訟指揮で決めますよね。なので、私達の方としては隠していた訳ではありません。

司会者

少しまた話題を変えますけど、証拠調べというのは、最初に冒頭陳述を聞いたあとに現場の写真をスクリーンに映してみたり、検察官が供述調書といって、証人が話した内容を書面にまとめたものを読み上げたり、あるいは証拠物である包丁やライターを見せたり、証人を呼んで話を聞いたり被告人質問で聞いたりする、これが証拠調べというんですけれど、検察官が立証しますということ具体的にその内容で立証するわけですけれども、そこは裁判のメインポイントなんですけど、どうだったでしょうか。ここは上手くやれていたでしょうか。分かりにくい場面とかはなかったでしょうか。

8 番

基本的には立証責任があるということで、資料も含めて筋道立てて説明しようという意識が伝わってきたので、若干ちょっと、どういう論拠でどういう順番で立証していくのかなというのが一部分からないところもあったんですけど、基本的には分かりやすかったですね。逆に一例しか見ていないので弁護人側の方の説明が、いわゆる反証ですね、立証していることの裏返しをもう少しやってもらえたらいいのになあと思いながら傍聴していたんですけど。

司会者

7番さんの事件は、先ほどお伺いしたように事実認定に関しては、結構難しい事件だったんですね。

7 番

そうですね。そういう意味で、これが証拠かな、これで判断ができるのかなという状態で、最後までそうでした。本当に決め手というのがない状態だったので、証拠とかっていう話にな

りますと、例えばですけれど、そこで何を話されたか分からないですし、そこからの判断という形になっちゃうので、それとやっぱり大元が足を消しちゃっているんで、非常に証拠を見つけにくいというのも分かるんですけども、その中で、被告人の話をどこまで信じるかというところが非常に難しいと思いました。

司会者

その時には検察官の立証と、多分弁護側の、必ずしもそういう事実を示している訳ではないんだというような弁護側の立証があったと思うんですけど、弁護側の立証が何をしようとしているのかという意図はちゃんと把握できていましたでしょうか。

7 番

把握したいと思いながら聞いてはいたんですけど、なかなかどうかなあという部分がありました。そういう形でしか挙げられないんだらうなあというのはありましたので、決定的なものはなかったかなあ、そういう事件なんだらうなあというのはありました。

8 番

証言を聞いていて、後であの写真がもう一回見たい、最初に証拠を見せられて、その後に証言が出てくるんですけど、その証言が事実がどうか判断するのに、ちょっと前の写真が見たいなということはありませんでした。法廷の中で直ちに見たいと思っても、見られた時と見られない時がありました。

司会者

評議室の中で記録を見たりということはあったんでしょうか。

8 番

そうですね。取り寄せていただいて。

富田弁護士

証拠調べの時に、証人の法廷での証言だけではなく、検察官が証言の調書を朗読した事件もあったと思うんですが、直接証人が法廷で証言する場合と、調書の内容を朗読する証拠調べとで、心証の取り方や感想、違いについて意識されていたかどうかも含めてお聞かせ願えればと思います。

3 番

私の場合は、被告人が放火を認めていて、量刑を軽くして欲しいという裁判だったので、被告人の奥さんやお嬢さんが証人として出られたんですけど、普通に生活している人間にとって、文章で読まれるよりも、証人として出られて訴えられた方がすごく胸に響くというか、いかにご主人さんなりお父さんが自分達に必要かというか、あと、お嬢様が若いのにすごくしっかりしていて、私は話に入り込んでしまうのでいけないんでしょうけど、涙が出るような感じで聞いてしまいました。なので、やはり文章で、「こうやって言っていました。」と言われるよりも、やはり目の前で本人の口から本人の言葉で言われた方がいいと思います。

司会者

同じような事柄を書面だけで読まれた場合とでは違いますかというようなご質問ですけど、証人で聞いたものについてはものすごく心に響いたということですけども、供述調書で調べたものもあったのでしょうか。

3 番

文章の中でも必要だというのももちろんあったんですけども、やはりそれよりも目の前でいかに主人がとか父親が必要かとかそういう話の方が身にしみました。

単にそういう主張をされるだけじゃなくて、本人の口からの方がいいと思います。

岡部裁判官

今回、皆さんは自白事件に参加された方が多いということですけれども、供述調書の読み聞かせの時間はとても長かったと思うのですが、証拠調べでは、ただ単に検察官が読み上げるだけでしたか。それとも例えば見出しだけ画面に映し出すとか、内容の一部を紙にして配るなどの工夫をしていましたか。また、その工夫があることによって皆さんの事情が変わりましたか。

司会者

まず、供述調書を取り調べたという記憶がありますか。

8 番

思い返してみるとあまり印象に残ってないですね。

司会者

1 番さんは供述調書を取り調べたこと、覚えていらっしゃるでしょうか。証人も何人が聞きましたし、供述調書も実は取調べをしているんですけど、あまり記憶はないですか。

1 番

写真で確認した記憶がございますね。あとは、そんなに強い記憶は残っていないですね。

8 番

特に資料で残されているものが、証言していること、本当にこの人本当のこと言っているんだろうかということがあったり

して、書かれていることと言っていることが一致しているかどうかというのは意識しました。なので、供述調書のところはあまり記憶として残っていないと。

白木検察官

8番の方にお聞きしますが、被害者は証言されたんでしょうか。

8番

はい、証言しました。

司会者

被害者の証言を聞いてみて、どんな印象を受けられましたか。それで十分に事実認定ができるといった感じだったんでしょうか。

8番

最初に被害者の証言から入ったので、われわれ裁判が初めてということ、まずは鵜呑みじゃないですけど、素で聞こうという意識が働きますので、全部聞き入れたと。ただその後に出てきた違う人の証言ですとか、被告人の証言に入ってきたりすると、あれ、さっき言ったこととはなんだか違うなということ、意識の変化というのは感じました。そういう意味では、やはり被害者の証言をもう一回聞きたいというのはありました。

司会者

判決あるいは評議の場面で議論しますよね。振り返ってみてなぜああいうところが審理の中で出てこなかったのか。なぜこんな大事でないことなのに審理のときはあんなこと延々と聞かされたのということは思いましたか。

前者の方は、審理の中に不十分なところがあったということ

を意味しており，後者の方はいらぬことを審理したということになると思うんですが，そういう経験はないですか。必要十分というのが一番理想なんですけれども，その誤差というものを感じたか感じなかったか，どうでしょうか。

8 番

私は両方ともあったんですけれども，事件の動機を調べるときに，ある事件がきっかけになっている，それが動機だと一生懸命説明をされていたんですけど，そこじゃないんじゃないのかなというような気持ちでずっと聞いていたんですが，流れの中で皆さんそこに向かってお話されていたという印象です。

司会者

評議の中では，最終的にどういうことになったんでしょうか。違うところがメインの認定になったんでしょうか。評議の結果として，審理に出たところを中心に認定したんでしょうか。

8 番

動機という意味では参考にしたんですけれども，事実を認定するという意味では，犯行の直前のときの感情で行こうかということにしたので，昔の事件が動機であるという話にはなりませんでした。

上拾石弁護士

2 番の方は弁護側の冒頭陳述が箇条書きで読みづらいというお話をされましたよね。実は，冒頭陳述を弁護側としてどういうふうに分作っていくのかというのは非常に迷っているところなんですけれども，検察官の冒頭陳述については皆さんがご覧になったように，だいたい形は決まっているというように聞いているんですが，弁護人の方の冒頭陳述が箇条書きであったと

いうご記憶の方，教えていただけますか。

3人ですか。あとはじゃあ，もうちょっと長い文章のような形ですか。

1番

表形式みたいな，まあ箇条書きに属するのも分かりませんが，けれども，表形式のような形でプレゼンされましたね。

2番

箇条書きというより，作文みたいな感じでした。何ページにもわたってずらずら書いていたりして長かったです。例えば，ずらずら理由を書いているものと，要点がまとまっているものがあつたとしたら，やはり見やすい方が好ましいと思いますので。ケースバイケースだとは思いますが，印象が偏ってしまうと思いますので。

上拾石弁護士

1番の方がおっしゃる表形式というのは，そういう意味では弁護側が争点，ポイントと考えているようなものが表になっていたのですか。

1番

はい，そうです。記憶がだいぶ薄れているんですけども，タイトルごとに絞り込んで表形式でまとめたようなものだったと記憶しております。

上拾石弁護士

とても気になるのが，2番の方が評議のときには忘れてしまっているとおっしゃいましたよね。

2番

忘れてしまっているというか，表現があまりよくなかったか

も知れませんが、情状酌量の余地がないというか、個人的な感覚なんですけれども、職業的にやっているし、例えば生い立ちがどうのこうのとか書いてあるけれど、やったことは変わらない、弁護人が主張されているのは生い立ちというところだったので、そこは論点にはならないということで、そういう表現をさせていただきました。ですから、紙の問題というよりは、事件の特殊性によると思います。

8 番

それは、私も同じようなことを感じたんですけれども、情状酌量の方に一生懸命になりすぎて、検察官側が立証しているものをしっかり反証しようという部分が足りなかったのかなと思います。ですので、評議をする際に、しっかり反証が出来ているかという観点で見えていきますよね。そういう意味で立証が薄くなる。反証の理由が出てこない、反証の材料が出てこないの、出てきたものでやっている、やっていないというものを認定していきますので、しっかりまず反証をしていただいた上で情状酌量の部分を主張していただかないと、決める際にどうしても弱くなってしまうというのがあります。

上拾石弁護士

8 番の方の弁護側の冒頭陳述は箇条書きでしたか。

8 番

形式はちょっと覚えていないんですけれども、弁護人の冒頭陳述は、何を論点にしているのかちょっと分かりづらかったですね。

上拾石弁護士

検察官の冒頭陳述は、きれいな物が出てきますよね。それを

見て、弁護側の冒頭陳述とあわせてみて、この弁護側の冒頭陳述は、検察官のどこを基にしているのか、それが分からないと、そういうことですか。

8 番

はい。論点が分からない。何を反証しようとしているのかが分かりづらかったですね。

7 番

私の場合は陳述メモが配られていたのと、弁護人の説明が上手かったので、メモを見ながらその流れがしっかり読めるような感じだったので、プレゼンテーションの方は必要がなかったです。すごくいいメモを渡していただいたので、それを見ながら説明を聞くと、すっと入って行ってしまふ。なので、実際にはメモをずっと見ていたので、画面をよく覚えていないんですね。A3の1ページだったので、それによくまとまっていたので、どちらかというところで争点はよく分かりました。ただ争点は、先ほど8番さんのようにそれで反証ができていのかなというのはあったんですが、感情に訴える部分があったので、そこでそうは本当に言えるのかなとは思ったのですが、でも、本当にプレゼンテーションは完璧だったと思いますので、そういう意味ではよかったなと思います。

司会者

それでは、最後に、今後裁判員になる方へのメッセージなどがありましたらおっしゃってください。

1 番

最初に申し上げたことなのですが、なぜ裁判員制度が必要なのか疑問があります。市民感覚を反映させることが目的だと理

解しているんですが，別に裁判官に市民感覚がないとは思えないんですよね。その上で，なぜわざわざ素人を裁判に参加させるのか。その辺がどうしても納得できないところで，未だに疑問として持っております。

8 番

これは，裁判の方に対してなんですけど，裁判員制度が始まる前は，一般市民が何か法を犯さない限りは，法律を意識しないで済んでいたところで生活できていたところ，逆に言うと自分の周りには罪を犯している人がいるかも知れないのに，あえてそれを見ないようにしていると，だけど，こういったことを導入することによって，法による社会の統制なんかを意識して生活できることも一つの目的なんですよということを知って，それはそうかなと思います。実際，私が取り扱ったケースも，よくその辺であるような事件で，近くで起きてもおかしくない，そのような意味では，そういう事件というのは身近にあるんだなあというのは思いました。

4 番

裁判員になって，自分は，被告人ではなく被害者には絶対になりたくないと思いました。被害者って本当に救われない，なんか，犯罪者のためにこんな裁判でもお金がかかるのに，犯罪者に訴訟費用を払わせないってところまで決めなきゃいけないってということも知らなかったし，払わなくていいのなら量刑をもっと増やすっていうのを組み入れるべきだと思うし，普段知られていないようなことをもうちょっときちっと，大人である私達に，裁判員制度なんか使わなくても裁判っていうものはこういうものなんだよということを広く一般的に説明する義

務があると思います。

そういうことがあれば，もっと裁判員制度に共感できるようになると思うけど，全くそういうことも分からなくて，えっ，そういうこともあるの。っていうのと，それと被害者に対して救済もないのに，裁判費用も払わなくていいという判決を下す裁判官が不思議に思いました。貧しさ故に犯罪を犯すこともあると思うので，貧しかったら犯罪が増えるのかということに繋がると思うんですけども，本当にもっと，賢い人達は賢くない私達にもっと分かりやすいように説明してほしいですね。学校の勉強の中でそういうことを教わったことはないですし，こんな大人になった私でも，知らないことがたくさんあったので，もっと小さいころからもっと裁判のことについて，こういうふうになっているとか，ここでこういう費用がかかるとか，もっと子どもの頃から教えて欲しいと思います。

7 番

2つありまして，今回，裁判員に参加して，裁判員を決める際に本当に公平に抽選しちゃっていいのかな，面接して落とすなりした方がいいのではないかなという気がします。そこで危惧するのは，アメリカ映画などで陪審員のシーンなどが出てくると思うんですけど，一般人が本当にいいのかなというのは，そういう意味でふるいにかけて方がいいのではないかなという気がしています。

5 番

裁判員制度に参加して，いろいろ思うところはあったんですが，私自身思ったのは，絶対に，被告人としても証人としても出たくないと思ったのが一番で，そういうことに周りもなって

欲しくないと思ったのが一番で、今も友人などには、「絶対あそこには行くなよ。」というようなことを言ってるぐらいで、それを知れただけでも有意義な時間を過ごしたのかなと思います。

3 番

私は嫌だと思ったんですけど、テレビで見るような裁判を体験できて、ミーハーなんですけども裁判官、検察官、弁護人の方々がすごくカッコいいなと思いました。理系の娘に、理系なのになったらどうって勧めたくらいです。でも、身近に感じるようになり、その後もテレビで見ると、ああ、こんな感じだったなっていうのを思い出すので、裁判員を経験したことで全く無縁だったのが身近に感じるようになりました。

2 番

裁判員裁判がどういう方向に向かっていくのかと思いますね。このように意見交換会も開催されているところですけども、裁判そのものを良くしようというのはもちろん分かるんですが、弁護人さんは弁護人さんで自分は裁判でどういうことをしようとか、検察側はこういうことをしようとか、でも、それは勝つとか負けるとかあくまで被告人に対してのことであって、司法制度全体の話にならないのかなと、そうすると日本の問題ということになりますが、本当に今の司法制度そのものもいいのかなという議論がされているのかなというところがちょっと疑問点としてあります。

司会者

ありがとうございました。それではお時間になりましたので、報道席の方からのご質問を受け付けます。

A 社甲記者

ちょうど最後のところでもお話がありましたけれども、皆さん裁判員を経験され、また、今日の意見交換会の場も踏まえまして、裁判員裁判というものをより良くしていくためにどういうふうに見直しですとか改善をしていくことがいいと思いますか。例えば、立法のような大げさなお話でも結構ですし、このところちょっといじるだけでも大丈夫だというようなところでも結構なのですが、お話いただけましたらお願いいたします。

4 番

選ぶ時に、機械で選びましたというふうにおっしゃっていましたが、年代の情報はきっと入れているんじゃないかなと、20代、30代、40代、50代の人も年代ごとに入っていたのでそう思ったんですけれども、でもやはり重大なことを決めることには、無差別な取り方をちょっと考えた方がいいんじゃないのかなというふうに思いました。無差別に選ぶんじゃなくて面接とかして、どういう面接がいいのかは分かりませんが、事務的に機械的に取るんじゃなくって、特に私達の時はたまたま 区の人がすごく多くて、しかも地域も限定されていたんですね。だからえっあそこじゃないってというような、だから本当に機械はこんなことするんだなと思いました。

5 番

具体的な方法は分かりませんが、もっともっと裁判員制度をアピールしていただきたいなと思います。当たったからなんですけど、結構自分の周りの人が関心を持っていないで、関心を持っていないから会社に申請しても、申請の方法が全くできていなかったりして、無駄なところで無駄な動きが多かつ

たので，もっとアピールしてこういうことがスムーズにできるようになれば，もっと有意義な制度になるんじゃないかなと思います。

7 番

最初に集まった際に，呼ばれてくじで当たりましたというプロセスだったんですけど，結構多くの方が集まって，外れたからさようならというのでは，ちょっとまあ会社休むのが結構辛いかなというか，休みの交渉も大変なので，ちょっと人数多すぎかなという気がしたんですけど，その後も，裁判が始まれば自分が出なきゃいけないということで会社と交渉しながらだったので，あれだけ人数がいたのがちょっとびっくりしたので，人数多いなあという気がしました。多分自分が裁判員になるというのを前提に来ていると思うので。

A 社甲記者

もし先ほどお答えが出なかった方で，供述調書についてかなりお聞きしたんですけど，印象に残っているというようなご意見お持ちの方がいらっしゃいましたら，ご意見をお伺いしたいのですけれども。

司会者

供述調書というのは，検察官や警察官が捜査段階で被告人を調べて作ったり，証人から事情を聞いて作ったりする供述を記述した書面なんですよ。書き出しが「私は」と一人称で，その人が話した内容をまとめてとってある書面です。それで，自白事件の場合ですと，証人として被害者を呼んでいなければ，被害者の様子とかは供述調書というので代用しているんですね。その調書の取り調べについて検察官が請求して，弁護人も異議

がなければ、それを法廷で朗読するんです。ですから証拠調べの一番最初の方で、「私は」で始まる調書を読んでいると。分かりましたか。それについてどういう印象でしたかというご質問だったんです。

4 番

ただ普通に淡々と聞いただけという印象しかないですね。

6 番

われわれ的にはあまり印象には残らなかったかなと思います。

8 番

初めは、やり方もわかってないし緊張もしているし、とりあえず話していることは聞いてみようというスタンスなので、その時点であまりそこを意識して聞くというよりは、ただ単に聞いていると。それで聞いたあとに検察側が立証してくるという、そこで初めてそういう流れなのかっていうのを意識することになったので、エンジンがかかってない状態で聞いているものなので、あまり印象に残っていないということです。

1 番

結局、供述調書がどうあるべきか、という以前に、もう、そういうものだという前提で聞いてしまうところがあって、特に疑問なり改善ということは思い浮かばなかったですね。

B 社乙記者

1 番、4 番、8 番の方にお伺いしたいのですが、証拠の中であまり見たくないような、例えば、写真ですとかそういったものもあったかと思うのですが、そういった証拠の取扱いについていかがだったでしょうか。

1 番

確かにありました。確かに血のりがべとっと付いているような証拠物件というのもありましたし、被害者の死後の状態の写真なんかもあったような記憶があります。ただし特段、とんでもなく不快な感じを受けたという、そういうところではなくて、それも裁判の中では必要なことかなというふうに受け止めましたね。

4 番

私は、殺人未遂事件だったので、凶器や被害者の傷口なんかを写真で見ましたが、気持ち悪くなりました。裁判員をやりたくないのはそういう部分に関わらなきゃいけないというところでした。生々しいものでしたし、被害者も傷口を見えないようにしていたんですけど、ちらっと見えた傷口が、今も鮮明に残っていて、被害者が怖い思いをしたんだなあということを思いました。今も思い出すと嫌です。

8 番

私は殺人未遂事件だったんですけど、傷口だとか出血した血液が付いたものとかというものがありませんでしたが、それに関しては1番の方と同じような感覚でした。ただこれは殺人事件で、遺体の損傷が激しい部分を見ないような気持ちでいられるかと問われると、正直自信はないですね。

C 社丙記者

裁判官の立場として、裁判員の方たちとコミュニケーションを取られることが増えたと思うんですけど、いろんな市民と関わるようになったことで、制度が始まる前に比べて裁判官としてご自身の考え方ですとか変化とか刺激を受けたことなどはありましたか。

司会者

いい質問をしていただいたのでお答えしますが、私は、これは革命的に変化が起きたと思っています。先ほど1番さんから裁判員裁判がなくても十分やれるというご意見いただきましたけど、恐らくお褒めの言葉として言っていたと思うんですが、だいぶ変化がありますね。もしかしたら表面的な結論はそんなに変わっていないのかも知れませんが、結論に至る過程がやはり全然違うんですよ。つまり、これまでだったら、この事件だったら当然これくらいの刑になるというのが、なんとなくわれわれの頭の中に入っているものだから、予定どおりその刑になるんですけど、じゃあその刑が本当にいいのかどうかについて、やっぱり十分議論していたのかと、そこが私自身そういうところはちゃんと議論できていなかった。それで、裁判員裁判になって、先ほど4番さんがおっしゃったことも含めているいろんなことを評議室の中で議論するわけです。そこで皆さんが納得するまで議論することで、どんどん深まるんですよ。それでその深まったものが最後に判決という形でまとまるんです。判決だって、これまで書いてきたものとは、量刑の理由なんか見ても、およそ違うものができてきているように思うんです。それはどういうことかといいますと、結局、これまでと同じように表面的なことだけやっていたのではやはりだめで、ちゃんと説明をすると。それで、ちゃんと個々の事件を通じて裁判員になった方の疑問にお答えしながら、丁寧に議論してそれを判決文に書いていくと。この作業が、判決の厚みを増すということに繋がっているような気がいたします。

裁判所にとっては、もはや裁判員裁判のない裁判というのは

考えにくいというくらい、大きな変化をもたらしていると思うので、先ほど1番さんがおっしゃったのは、私は衝撃を受けておりまして、私自身、実はいま申し上げたようなつもりでやっておりますね。

栗林弁護士

先ほど、記者の方のご質問と関連するんですけれども、生々しい実際の事件を通じて、特に守秘義務の関係もあって、なかなか身近な人に相談できないとかお話ができないという状況の中で、特に体調を崩されたりとか、夜眠れないとか、何かご自身の身体に少し異変があったとか、そういった事実があったりとか、同じ裁判員の方から聞いたとか、そういうことがありましたらお聞かせいただきたいんですけれども。

8番

私はないです。

3番

私は、じんましんが出ました。日頃こんなにこんなに考えることがなかったことと、家族に言えないということと、そんなにストレスとは思っていなかったんですけど、やはりストレスだったのか、顔面に赤くじんましんが出て、しばらく外に出られないことがありました。

4番

私は、凶器を見たときと被害者の傷口を見たときに、その日は寝られませんでした。テレビの刑事ドラマとかで、人が殺されるシーンとかはよく見ていたので、自分はそんなにそのことでショックを受けるとは思っていなかったんですけど、実際にその傷口を見たときは、その日は眠れなくて辛かったです。今

でも時々フラッシュバックというか，傷口を思い出します。

顔に傷がある人を見ると，事件を思い出してすごく嫌な気持ちになります。相談できるところありますよって教えてもらいましたけど，相談に行ったところで治るのということですよね。

だからそういう思いはしたくないので，こういうことが想像できるんだったら拒否させてもらいたい。

栗林弁護士

弁護士会の方でも，心のケアということで裁判員経験者の皆さん方のお役に少しでも立てるようにいろいろ検証しているところで，気軽に悩みを相談できますよという場所があったら利用してみようかと思いませんか。

4 番

思いません。

普通生活していたら，自分で受けた傷は自分で治すしか方法がないじゃないですか。だから，わざわざまた思い出してまで利用しようとは思いません。だから賢い人達は，そういう思いをもうしたくないという意見を汲み入れて，裁判員を選ぶときに考えてほしいです。

司会者

4 番さんの事件は，深刻な事件だったんですよね。大変な思いをされて。でも，判決の時はなるほどなあというふうに思ったと。

4 番

なるほどなっていうか，加害者になった被告人に対しては，本当に更生してほしいっていうことで，自分の子どものように思っています。被告人の名前も誕生日も覚えています。そのく

らい意識して、その人が近所に住んだら面倒を見なきゃいけないと思うくらいの気持ちです。そんな気持ちにさせちゃうんだから、裁判官とか弁護士さん達は、もっと賢いチョイスをすべきだと思います。

司会者

今日お越しいただいて、こうしてご意見を言っていたいているのは、そこをちゃんと考えてくださっているんですね。

4 番

本当にそういうふうに思っているんです。自分の娘にも毎日言っているんですが、被害者だけにはならないように言って、仕事に送り出しています。

本当にこの裁判で思ったことは、被害者にはなりたくないということです。

6 番

先ほど5番さんがおっしゃったように、やはりアピールが足りないんじゃないかと思っていまして、皆があちらこちらで裁判員をやっているのであれば、一般人も裁かれちゃうんだよとかたちで犯罪の抑止にもなるかも知れませんが、周りにもそういうのには当たらないと思っていたという人が多かったので、そういう意味では、制度が始まったころはインパクトがあったんだと思うんですけれども、その後、結構薄れてきちゃっているかなと思いますので、そこをアピールしていくと、よりよいものになるのかなと思います。

私も意識がなくなっていたというところもあって、そういう意味で、封筒が来てびっくりしたという感じだったので。

富田 弁護士

先ほど被害者の方のお話が出ましたけれども、被害者参加制度がいま実施されていて、それぞれの事件で、被害者の方が参加される、また、弁護人が代理人として発言したり、被害者の方が質問したり意見を述べたりという制度ですけれども、もし関与された事件があるなら、影響を受けたかどうか、また、印象についてお聞かせいただけないでしょうか。

4 番

被害者の方が、こういう気持ちだとか家族の方の気持ちなどを長い文章にしてお話されていて、それを聞いていると、被告人の裁判であっても被害者が訴える気持ちを考えると、裁判員も裁判官もそうだと思うんですけど、それで刑を軽くしようというのはひとつも思いませんでした。だから、弁護人の方がこういう情状があるだろうと言うことが、私の中では衝撃的でしたね。通り魔殺人であったので、一方的なことだったから、余計にそう思ったのかもしれないんですけど、だから、弁護人が被告人の情状に関していろいろお話していましたが、私の中になかなか入ってこないくらい、被害者の方のお話は衝撃的でした。

司会者

他の方は被害者参加があった事件というのはありますか。ありませんか。それでは予定の時間が参りましたので、これで終了とさせていただきます。今日は、本当に長い時間ありがとうございました。

以上